

達第9号

区長会議設置規程（平成25年達第37号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
部会の名称	部会に属する区長の定数	所掌事務	部会の名称	部会に属する区長の定数	所掌事務
[略]			[同左]		
まちづくり・にぎわい・環境部会	7人以内	第2条に定める区長会議の所掌事務のうち、都市交通局、 <u>経済戦略局</u> 、計画調整局、環境局、建設局、大阪港湾局及び水道局が所管する事項に関する事務	まちづくり・にぎわい・環境部会	7人以内	第2条に定める区長会議の所掌事務のうち、都市交通局、 <u>経済戦略局</u> 、 <u>万博推進局</u> 、計画調整局、環境局、建設局、大阪港湾局及び水道局が所管する事項に関する事務
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(市民局区政支援室区行政制度担当)